

目 次

津市条例

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市景観条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例

津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市規則

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

市道路線の区域変更

放置自転車等の撤去及び保管

津市景観計画の縦覧

公示送達

公示送達

公示送達

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 46 号

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、総合文化センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 産業の振興、社会教育及び文化の向上、保健福祉の増進並びにレクリエーション活動の健全なる育成等を図るため、地域振興の総合的かつ拠点的施設として、センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市美杉総合文化センター
- (2) 位置 津市美杉町八知 5580 番地 2

(施設)

第 4 条 センターに他の条例で定める津市美杉人権センター、津市美杉保健センター、津市八知公民館及び津市津図書館美杉図書室のほか、次に掲げる施設を設置する。

- (1) 多目的ホール
- (2) 会議施設

(使用の許可)

第 5 条 前条各号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すること

ができる。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

（使用料）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 施設にあっては使用しようとする日の2日前までに、設備器具にあっては使用しようとする日の前日までに使用許可の取消しを届け出たとき。

（権利譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（特別の設備）

第12条 使用者は、センターに特別の設備を設置しようとするときは、あら

はじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第 13 条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第 14 条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第 15 条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（津市隣保館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 津市隣保館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市美杉人権センターの項中「竹原 2821 番地」を「八知 5580 番地 2 津市美杉総合文化センター内」に改める。

（津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「、総合開発センター」を削り、「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第 2 条中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第 3 条中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改め、同条の表津市美杉総合開発センターの項を削る。

第 3 条の 2 第 1 項中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改

め、「津市美杉総合開発センター、」を削る。

第4条、第11条、第13条及び第14条並びに別表中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

(津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 津市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条の表津市美杉保健センターの項中「5828番地1 津市美杉総合開発センター内」を「5580番地2 津市美杉総合文化センター内」に改める。

(津市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 津市図書館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表津市津図書館美杉図書室の項中「5828番地1 津市美杉総合開発センター内」を「5580番地2 津市美杉総合文化センター内」に改める。

別表第 1（第 7 条関係）

多目的ホールの施設使用料

単位 円

使用区分		使用料		超過使用料	
多目的 ホール	入場料等を徴収 しない場合又は 入場料等を徴収 する場合で入場 料等の額が 1， 0 0 0 円以下の とき。	2 時間 以内	5， 0 0 0	1 時間 （ 1 時 間未満 は、 1 時間と する。） 増すご とに	2， 5 0 0
	入場料等を徴収 する場合で入場 料等の額が 1， 0 0 0 円を超え るとき。		1 0， 0 0 0		5， 0 0 0
楽屋	入場料等を徴収 しない場合又は 入場料等を徴収 する場合で入場 料等の額が 1， 0 0 0 円以下の とき。		3 0 0		1 5 0
	入場料等を徴収 する場合で入場 料等の額が 1， 0 0 0 円を超え るとき。		6 0 0		3 0 0
シャワー室			4 0 0		2 0 0
〔備考〕					
1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、					

入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。

3 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料及び当該施設の使用に係る光熱水費等を含むものとする。

別表第 2（第 7 条関係）

多目的ホールの設備器具使用料

単位 円

名称	区分	使用時間 1 時間当たり の使用料
舞台（電動式）	1 式（舞台設備器具を 含む。）	7 5 0
客席（電動式）	1 台	7 5 0
照明設備	1 式	5 0 0
音響設備	1 式	5 0 0
画像設備	1 台	5 0 0
電源コンセント	1 口（1 キロワット）	2 5
〔備考〕 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は使用時間が 1 時間未満 であるときは、これらを 1 時間とする。		

別表第 3 （第 7 条関係）

会議施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料	
会議室 1	2 時間 以内	1 , 4 0 0	1 時間 （ 1 時 間未満 は、1 時間と する。） 増すご とに	7 0 0
会議室 2		1 , 0 0 0		5 0 0
〔備考〕 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料及び当該施設の使用に係る光熱水費等を含むものとする。				

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 47 号

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市支所及び出張所設置条例（平成 18 年津市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表津市美杉総合支所の項中「5828 番地 1」を「5580 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに
公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 8 号

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第
8 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 9 号

津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 8
5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を削る。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 50 号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「630 円」を「648 円」に、「5.25 円」を「5.40 円」に、「120.75 円」を「124.20 円」に、「152.25 円」を「156.60 円」に、「183.75 円」を「189.00 円」に、「225.75 円」を「232.20 円」に、「262.5 円」を「270.00 円」に、「278.25 円」を「286.20 円」に、「12.6 円」を「12.96 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の津市公共下水道条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る下水道使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて

使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 1 号

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「2, 1 0 0 円」を「2, 1 6 0 円」に、「3 1 5 円」を「3 2 4 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 52 号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 23 条第 1 項の表中「504 円」を「518 円」に、「997 円」を「1,026 円」に、「1,638 円」を「1,684 円」に、「3,150 円」を「3,240 円」に、「5,880 円」を「6,048 円」に、「9,240 円」を「9,504 円」に、「20,790 円」を「21,384 円」に、「43,995 円」を「45,252 円」に、「107,100 円」を「110,160 円」に、「190,155 円」を「195,588 円」に、「298,200 円」を「306,720 円」に、「63.00 円」を「64.80 円」に、「115.50 円」を「118.80 円」に、「194.25 円」を「199.80 円」に、「210.00 円」を「216.00 円」に、「220.50 円」を「226.80 円」に、「236.25 円」を「243.00 円」に、「241.50 円」を「248.40 円」に改め、同条第 2 項中「94.50 円」を「97.20 円」に改め、同条第 3 項中「467.25 円」を「480.60 円」に改める。

第 34 条第 1 項の表中「70,350 円」を「72,360 円」に、「170,100 円」を「174,960 円」に、「265,650 円」を「273,240 円」に、「384,300 円」を「395,280 円」に、「684,600 円」を「704,160 円」に、「1,067,850 円」を「1,098,360 円」に、「2,405,550 円」を「2,474,280 円」に、「4,273,500 円」を「4,395,600 円」に、「9,616,

950円」を「9,891,720円」に、「17,100,300円」を「17,588,880円」に、「26,719,350円」を「27,482,760円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第13条第1項及び第2項並びに第34条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置工事の申込みを受理したものについて適用し、施行日前に給水装置工事の申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

津市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 53 号

津市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市工業用水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 312 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「合計額」の次に「（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加え、同項第 1 号及び第 2 号中「63 円」を「64.80 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の津市工業用水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る工業用水の料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 25 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している工業用水の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 54 号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例（平成 18 年津市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「504 円」を「518 円」に、「997 円」を「1,026 円」に、「1,638 円」を「1,684 円」に、「3,150 円」を「3,240 円」に、「5,880 円」を「6,048 円」に、「9,240 円」を「9,504 円」に、「20,790 円」を「21,384 円」に、「43,995 円」を「45,252 円」に、「107,100 円」を「110,160 円」に、「190,155 円」を「195,588 円」に、「298,200 円」を「306,720 円」に、「63.00 円」を「64.80 円」に、「115.50 円」を「118.80 円」に、「194.25 円」を「199.80 円」に、「210.00 円」を「216.00 円」に、「220.50 円」を「226.80 円」に、「236.25 円」を「243.00 円」に、「241.50 円」を「248.40 円」に改め、同条第 2 項中「94.50 円」を「97.20 円」に改め、同条第 3 項中「467.25 円」を「480.60 円」に改め、同条第 4 項の表中「1,050 円」を「1,080 円」に、「26.25 円」を「27.00 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の津市簡易水道条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る簡易水道事業の用に供する水道の料金（以下「料金」という。）について適用し、施

行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している簡易水道事業の用に供する水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である簡易水道事業の用に供する水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 55 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「農作物共済」を「前項に定めるもののほか、農作物共済」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

農作物共済に係る加入者負担共済掛金又は賦課金を納期限後に納付する場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その加入者負担共済掛金又は賦課金の額に年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。附則に次の 1 項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成２６年１月１日から施行する。
- 2 改正後の津市農業共済条例附則第５項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

津市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 56 号

津市景観条例の一部を改正する条例

津市景観条例（平成 25 年津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 13 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改める。

第 18 条を第 27 条とする。

第 17 条第 8 項中「第 13 条」を「第 22 条」に改め、同条を第 26 条とし、第 16 条を第 25 条とし、第 13 条から第 15 条までを 9 条ずつ繰り下げ、第 12 条を第 16 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（完了届等）

第 17 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したとき、又は当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（景観重要建造物の指定等の手続）

第 18 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第 19 条第 2 項又は第 28 条第 2 項に定めるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の手続は、規則で定めるところにより行うものとする。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

（原状回復命令等の手続）

第 19 条 市長は、法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措

置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物等の管理の方法の基準）

第20条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

2 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の保全のため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるもの

（管理に関する命令等の手続）

第21条 市長は、法第26条又は第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第11条を第15条とし、第6条から第10条までを4条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の4条を加える。

（景観形成地区の指定）

第6条 市長は、景観計画区域のうち、景観づくりの推進を図るため、景観上重要な地区及び特徴ある景観を有する地区を景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観形成地区を指定したときは、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を景観形成地区ごとに定めることができる。

（重点地区の指定）

第7条 市長は、景観計画区域のうち、景観づくりの推進を重点的に図るため、特に必要と認める地区を重点地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定したときは、法第8条第2項第

2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を重点地区ごとに定めることができる。

(景観計画の提案団体)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものを定めていること。
- (2) 法人格を有していない団体にあつては、前号に規定する定めに基づき当該団体を代表する者がいること。
- (3) まちづくりの推進を図る活動を行うことが団体の設立目的に沿っていること。

(計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続)

第9条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 7 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表阿漕 B 住宅の項中「4」を「3」に改め、同表阿漕 C 住宅の項中「5」を「4」に改め、同表垂水 D 住宅の項中「6」を「3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 58 号

津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「市営若者住宅」を「市営美杉住宅」に改める。

第 2 条第 1 項中「当該過疎地域における若者の定住化を促進させ」を「定住人口又は交流人口を増加させ」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（入居資格）

第 4 条 住宅に入居することができる者は、次の各号（コミュニティ・瑞穂にあっては、第 2 号及び第 3 号）に掲げる条件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者であること。
- (2) 第 8 条第 1 項第 2 号に規定する敷金及び第 9 条に規定する家賃を支払う能力を有する者であること。
- (3) その者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 6 条第 1 項中「津市営若者住宅入居資格審査委員会」を「津市営美杉住宅入居資格審査委員会」に改める。

第 17 条第 1 項中「各号」の次に「（コミュニティ・瑞穂にあっては、第 1

号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号まで)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に公募する入居者について適用し、同日前に公募する入居者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 9 号

津市社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例

津市社会教育委員設置に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（委員の委嘱）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による者

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市社会教育委員設置に関する条例の規定により委嘱されている津市社会教育委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の津市社会教育委員設置に関する条例の規定により委嘱されている津市社会教育委員とみなす。

津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 60 号

津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

津市青少年問題協議会条例（平成 18 年津市条例第 278 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中第 2 項を削り、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加え、同条を第 4 条とする。

協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

第 2 条の見出し中「定数及び」を「委員の」に改め、同条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市青少年問題協議会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市青少年問題協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の津市青少年問題協議会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市青少年問題協議会の委員とみなす。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 61 号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表津市八知公民館の項中「5828 番地 1」を「5580 番地 2 津市美杉総合文化センター内」に改める。

別表中

津市八知公民館	大集会場	1,600	2,100	3,000	を
	老人娯楽室	900	1,200	1,500	
	作法室	400	600	900	
	娯楽室	600	900	1,200	
	会議室 1	1,600	2,100	3,000	
	委員会室	1,600	2,100	3,000	
	会議室 2	1,100	1,500	2,300	
	調理室	900	1,200	1,500	

津市八知公民館	和室	400	600	900	に
	調理室	900	1,200	1,500	

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施

行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 62 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 33 まで」を「別表第 32 まで」に改める。

第 24 条中「別表第 33 まで」を「別表第 32 まで」に、「別表第 34 から別表第 49 まで」を「別表第 33 から別表第 48 まで」に改める。

別表第 1 武道場の部を削る。

別表第 26 を削り、別表第 27 を別表第 26 とし、別表第 28 から別表第 49 までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 63 号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成 18 年津市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 4 第 4 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 37 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 42 号

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式（裏）中「、ただし、前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントを加算した割合が年 7.3 パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントを加算した割合）の割合」を「）の割合（平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 3 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則
第 1 9 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（還付加算金の割合の特例）

- 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する還付加算金の年 7 . 3 パーセントの
割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租
税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示
された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年 7 . 3 パ
ーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割
合（当該割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨て
る。）とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則附則第 4 項
の規定は、還付加算金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するもの
について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例に
よる。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 44 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 45 号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成 18 年津市規則第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 17 号様式（裏）、第 18 号様式（裏）及び第 19 号様式（裏）中「日数に応じて年 14.6%（納期限の翌日から 1 箇月を経過するまでの期間については、年 7.3%）の」を「納付の日までの期間に応じ、当該納付金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その金額につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）をもって計算した金額に相当する」に改める。

第 21 号様式（表）中「納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ納付金額（2,000 円未満のときは、その金額、また、1,000 円未満の端数金

額があるときは、これを切り捨てた金額）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については 7.3 パーセント）の割合で計算した金額」を「この通知書に指定した納期限内に保険料を完納されないと、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その金額につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 6 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 中「第 34 条の 5 の 2 第 1 項第 3 号オ」を「第 34 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号オ」に改める。

第 5 号様式その 3（裏）中「応じ、税額」の次に「（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）」を加え、「（当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3 パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）と

します。)」に改める。

第14号様式を次のように改める。

第 1 4 号様式（第 2 1 条関係）

地方税法第14条の18の規定による告知書									
(記 号 番 号) 年 月 日									
譲渡担保財産の権利者									
住 所									
(所 在 地)									
氏 名 様									
(名 称)									
津市長 (氏 名) 印									
次の 納 税 者 の滞納金額のうち、地方税法第14条の18第 1 項の規定により、特別徴収義務者									
あなたから徴収する金額は次のとおりです。									
納 税 者		住 所							
〔 特別徴収 義務者 〕		氏 名							
(名 称)		(名 称)							
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	税額	督促 手数料	延滞金		滞 納 処分費	備 考
				円	円	円	円	円	
上記の金額のうち徴収しようとする金額									
譲 渡 担 保 財 産									
(名称、数量、性質及び所在)									
備 考									
1 「延滞金」は、それぞれ起算日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 2 地方税法第15条の3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、年7.3パーセント（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差し押さえた有価証券、債券及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。									

第 16 号様式を次のように改める。

第 1 6 号様式（第 2 1 条関係）

納 税 義 務 消 滅 通 知 書									
								(記 号 番 号)	
								年 月 日	
滞 納 者									
住 所									
(所 在 地)									
氏 名 様									
(名 称)									
津市長 (氏 名) 印									
次の滞納金額については、納税義務が消滅しましたから通知します。									
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	税 額	督 促 手 数 料	延滞金		滞 納 処 分 費	備 考
				円	円	円	円	円	
1 「延滞金」は、それぞれ起算日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 2 地方税法第15条の3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、年7.3パーセント（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差し押さえた有価証券、債券及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。									

第38号様式その1（裏）中「応じ、税額」の次に「（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）」を加え、「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第38号様式その2（裏）中「その金額」を「その全額」に、「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準

割引率に年４パーセントの割合を加算した割合とします。平成２６年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とします。）」に改める。

第４３号様式その１から第４３号様式その５までを次のように改める。

第 4 3 号様式その 1（第 2 1 条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書

様方

様

地方税法、三重県県税条例及び津州市市税条例の規定に基づき、
あなたの 年度の市民税・県民税を決定しましたので通知
します。下記の納付額を同封の納付書で納付してください。

年 月 日

津市長 (氏 名) 国

お問い合わせ番号

納付書で納付する額		円
給与から 引き落とされる額		円
公的年金から 引き落とされる額		円
充 当 額		円
合 計 年 税 額		円

市民税・県民税の計算に関する明細は下記のページに掲載しております
ので、納付の前に必ず内容を御確認ください。

・納期ごとの納付額及び納期限・・・・・・・・ ページ

・所得及び所得控除の明細・・・・・・・・ ページ

・税額計算に関する明細・・・・・・・・ ページ

・市民税・県民税の計算の流れ・・・・・・・・ ページ

※この通知書と領収書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

(2)

- ◎ 賦課の根拠
この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津州市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内
に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

- ◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均 等 割 の 金 額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

- ◎ 不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して
異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して
6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前
記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件
訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

- ◎ 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

- (1) 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が
2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から
1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条
第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいま
す。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中
においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセン
トの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を
加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし
ます。）を乗じて計算した金額が加算されます。
- (2) 督促手数料
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納
付しなければなりません。
- (3) 滞納処分
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行いま
す。

(3)

納付書で納付する金額

期 別	納期限	納付額 (円)
第1期分	年 月 日	
第2期分	年 月 日	
第3期分	年 月 日	
第4期分	年 月 日	
合 計		

納付書での納付について

すべての納期の納付書はこの通知書の封筒に同封してあります。納期限を御確認のうえ、納付書裏面に記載されている納付場所にてお支払いください。

公的年金からの引き落としについて

①仮徴収

年度から引き続き公的年金からの引き落としの対象である場合、年 月徴収した金額と同額を仮徴収として徴収します。

②本徴収

年税額より仮徴収額及び口座振替で納付する額を差し引いた額を3等分し、公的年金より徴収します。

③ 年度 仮徴収

年度において公的年金から引き落としの対象の場合、年 月徴収する額と同額を仮徴収額として徴収します。この徴収額は年度の市民税・県民税となります。

公的年金から引き落とされる額

支払者の名称	
公的年金の種類	

公的年金からの特別徴収税額		
	徴収月	徴収額 (円)
① 仮徴収	年 月	
	年 月	
	年 月	
② 本徴収	年 月	
	年 月	
	年 月	

③ 年度 仮徴収額		
徴収月	徴収額 (円)	
年 月		
年 月		
年 月		

※公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）については、裏面にも説明を掲載しておりますので、御覧ください。

(4)

納 税 義 務 者	年1月1日 時点の住所	
	氏 名	様

通知書番号

年度 市民税・県民税 課税明細 (年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日の間の所得及び所得控除)

総 所 得 金 額 の 内 訳 (円)			
営 業 等		給 与	給 与 収 入
農 業			給 与 所 得
不 動 産		雑	公的年金収入
利 子			公的年金の雑所得
配 当			その他雑所得
総合譲渡・一時			雑所得の合計

分離課税所得金額の内訳 (円)	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
山 林	
株式等譲渡・分離配当	
先 物 取 引	
損失の繰越控除	

総 所 得 金 額	円
合計所得金額	円

所 得 控 除 金 額 の 内 訳 (円)			
雑 損		障害・寡婦・寡夫・勤学	
医 療 費		配 偶 者	
社 会 保 険 料		配偶者特別	
小規模企業共済等		扶 養	
生 命 保 険 料		基 礎	
地 震 保 険 料		控除の合計	

人 的 控 除 等 の 内 訳			
控 除 配 偶 者		扶 養 障 害	特 別 障 害
老 人 配 偶 者			(内 同 居)
特 定 扶 養			その他障害
老 人 扶 養		本 人 障 害	特 別 障 害
(内 同 居 老 親)			その他障害
その他の扶養		寡 婦	寡婦の特例
勤 労 学 生			一 般
調 整 措 置		寡 夫	
家屋敷課税			

(5)

年度 市民税・県民税 課税明細 (税額計算等)

課税所得金額及び所得割額の内訳 (円)				税額控除等の内訳 (円)		
所得区分	課税所得金額※	市民税	県民税	種類	市民税	県民税
総所得				調整控除		
分離短期譲渡				配当控除		
分離長期譲渡				住宅借入金等		
山林所得				寄附金控除		
株式等譲渡・分離配当				配当割・譲渡割		
先物取引				その他		

※課税所得金額は千円未満を切り捨ててあります。

年税額及び
納付税額の計算

区分	所得割額の合計	税額控除等	差引所得割額	均等割額	年税額
市民税					
県民税					
給与から引き落とされる税額 公的年金から引き落とされる税額 差引普通徴収税額 控除することができなかった配当割・譲渡割(※1) 左記の額に係る充当額(※2)					
期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	合計
納付額					
充当額					
充当後納付額					

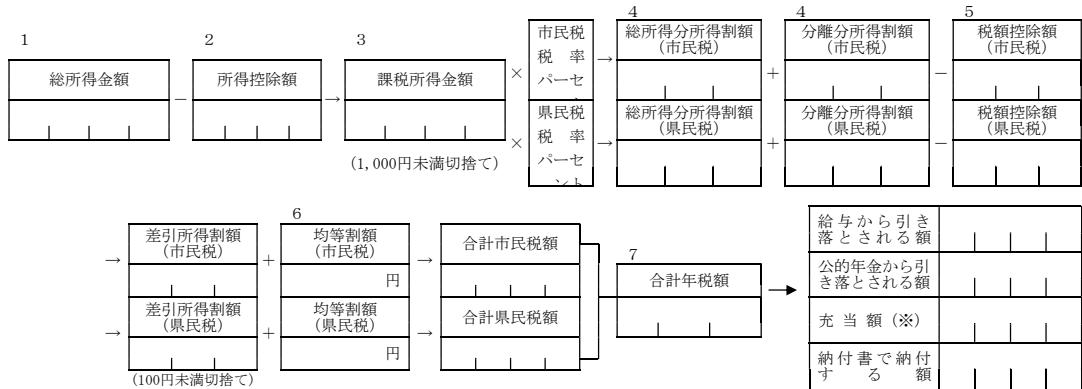
納期及び納付書にて
納付する額 (円)

※1 所得割により控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割により控除することができなかった場合に税額に充当される額

(6)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ (円)



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税パーセント・県民税パーセント)をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として別税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きします。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きします。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

※配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される額

(7)

② 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（全期）

加入者名	津市	口座番号			金額					円
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分		
税目		年度		納税通知書番号						

ID 市町村			督促手数料			延滞金		
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号		税額	CD	
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。								

全期納付額		円	納税義務者			納期限	年月日
CVS収納用							

(津市保管)

② 年度 全期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市
全期納付額	
年度	年度 税目 市民税・県民税
納期限	年月日
納税通知書番号	
納税義務者	様

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	全期 津市
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 全期 市民税・県民税 領収証書 ② 口座番号

加入者名	津市
納税義務者	様
通知書番号	
全期納付額	円
納期限	年月日
上記のとおり領収しました	
領収日付印	全期 津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

(8)

② 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（1期）

加入者名	津市	口座番号			金額					円
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分		
税目		年度		納税通知書番号						

ID 市町村			督促手数料			延滞金		
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号		税額	CD	
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。								

第1期納付額		円	納税義務者			納期限	年月日
督促手数料		円					
延滞金		円					
合計		円					
CVS収納用							

(津市・コンビニ本部保管)

② 年度 1期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市
第1期納付額	
督促手数料	
延滞金	
合計	
年度	年度 税目 市民税・県民税
納期限	年月日
納税通知書番号	
納税義務者	様

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	1 津市
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 1期 市民税・県民税 領収証書 ② 口座番号

加入者名	津市
納税義務者	様
通知書番号	
第1期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年月日
上記のとおり領収しました	
領収日付印	1 津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

この通知書は、機械処理しますので、汚し折り曲げたりしないでください。

(9)

㊟ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（2期）

この通知書は、機械処理しますので、汚し折り曲げたりしないでください。

加入者名	津市	口座番号		金額		円
収納機関番号		納付番号			確認番号	納付区分
税目		年度		納税通知書番号		

ID 市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦課年度 会計年度 期別	通知書番号	税 額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入れていかに記入してください。

第2期納付額		円	納税義務者	
督促手数料		円		
延滞金		円		
合 計		円	納期限	年 月 日
CVS 収納用				

領 収 日 付 印
2

(津市・コンビニ本部保管)

㊟ 年度 2期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市
第2期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円
年度	年度 税目 市民税・県民税
納期限	年 月 日
納税通知書番号	
納税義務者	様

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領 収 日 付 印
日 計	
口数	
金額	
備考	
	2
	津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 2期 市民税・県民税 領収証書 ㊟ 口座番号

加入者名 津市

納税義務者	様
通知書番号	
第2期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円
納 期 限	
年 月 日	
上記のとおり領収しました	
領収日付印	
	2
	津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

(1 0)

㊟ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（3期）

この通知書は、機械処理しますので、汚し折り曲げたりしないでください。

加入者名	津市	口座番号		金額		円
収納機関番号		納付番号			確認番号	納付区分
税目		年度		納税通知書番号		

ID 市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦課年度 会計年度 期別	通知書番号	税 額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入れていかに記入してください。

第3期納付額		円	納税義務者	
督促手数料		円		
延滞金		円		
合 計		円	納期限	年 月 日
CVS 収納用				

領 収 日 付 印
3

(津市・コンビニ本部保管)

㊟ 年度 3期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市
第3期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円
年度	年度 税目 市民税・県民税
納期限	年 月 日
納税通知書番号	
納税義務者	様

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領 収 日 付 印
日 計	
口数	
金額	
備考	
	3
	津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 3期 市民税・県民税 領収証書 ㊟ 口座番号

加入者名 津市

納税義務者	様
通知書番号	
第3期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円
納 期 限	
年 月 日	
上記のとおり領収しました	
領収日付印	
	3
	津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

◎ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収通知書（4期）

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り返したりしないでください。

加入者名	津市	口座番号		金額		円
収納機関番号		納付番号			確認番号	納付区分
税目		年度		納税通知書番号		

ID 市町村

督促手数料

延滞金

税目

賦課年度

会計年度

期別

通知書番号

税額

CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

第4期納付額		円	納税義務者	
督促手数料		円		
延滞金		円		
合計		円	納期限	年 月 日
CVS収納用				

◎ 年度 4期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市		
第4期納付額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
年度	年度	税目	市民税・県民税
納期限	年 月 日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

4 津市

(津市・コンビニ本部保管)

年度 4期 市民税・県民税 領収証書 ◎ 口座番号

加入者名 津市

納税義務者

通知書番号

第4期納付額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計 円

納期限 年 月 日

上記のとおり領収しました

領収日付印

4 津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

この領収書は

年度
市民税・県民税
第 期分

の領収書です

この「納付書」を利用したコンビニの代理の受領は津市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い、本受領書を受け取った時点で津市に対する債務が履行済みになります。

領収書は、少なくとも 年間必ず保管してください。

この納付書は

年度
市民税・県民税
第 期分

の納付書です

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

納付場所

第43号様式その2（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書

様方

様

地方税法、三重県税条例及び津市市税条例の規定に基づき、あなたの市民税・県民税の税額変更（賦課決定）をしましたので通知します。下記の納付額を同封の納付書で納付してください。

年 月 日

津市長（氏 名） 印

お問い合わせ番号

※随時分（随時課税分）については口座振替できません。

※税額の計算に関する明細は次ページ以降に掲載しておりますので、納付の前に必ず内容を御確認ください。
※この通知書と領収書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

期 別	納 期 限	普通徴収税額等の内訳（円）			
		変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第 1 期 分	年 月 日				
第 2 期 分	年 月 日				
第 3 期 分	年 月 日				
第 4 期 分	年 月 日				
随 時 分	年 月 日				

(2)

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法、三重県税条例及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均 等 割 の 金 額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

◎ 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

◎ 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3)

納 税 義務者	年 月 日		通 知 書 番 号
	時 点 の 住 所		
	氏 名	様	

あなたの市民税・県民税を次のように税額変更（賦課決定）
しましたので通知します。

変更理由

分離所得金額の内訳（円）		
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後
分離短期譲渡		
分離長期譲渡		
山 林		
株式等譲渡・分離配当		
先 物 取 引		
合計所得金額		

総 所 得 金 額 の 内 訳（円）		
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後
営 業 等		
農 業		
不 動 産		
利 子		
配 当		
給与	給 与 収 入	
	給 与 所 得	
雑	公的年金収入	
	公的年金の雑所得	
	その他の雑所得	
	雑所得合計	
総合譲渡・一時		
損失の繰越控除		
総 所 得 金 額		

(4)

所得控除金額の内訳（円）		
所 得 控 除 区 分	変 更 前	変 更 後
雑 損 ・ 医 療 費		
社 会 保 険 料		
小規模企業共済等		
生命保険・地震保険		
障害・寡婦（夫）・勤学		
配 偶 者		
配 偶 者 特 別		
扶 養		
基 礎		
控 除 の 合 計		

人的控除等の内訳					
区分	変更前	変更後	区 分	変更前	変更後
控除配偶者			扶養 障害	特別障害 (内同居)	
老人配偶者				その他障害	
特定扶養			本人 障害	特別障害	
老人扶養 (内同居老親)				その他障害	
その他の扶養			寡婦	寡婦の特例	
勤 労 学 生				一 般	
調 整 措 置			寡 夫		
家屋敷課税					

課税所得金額及び所得割額（円）						
所得区分	課税所得金額（千円未満切捨て）		市民税所得割額		県民税所得割額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
総 所 得						
分離短期譲渡						
分離長期譲渡						
山 林						
株式等譲渡・分離配当						
先 物 取 引						

(5)

税額控除等の内訳 (円)							
区 分		変更前	変更後	区 分		変更前	変更後
調 整 控 除	市 民 税			寄 付 金 税 額 控 除	市 民 税		
	県 民 税				県 民 税		
配 当 控 除	市 民 税			配 当 割 譲 渡 所 得 割	市 民 税		
	県 民 税				県 民 税		
住宅借入金等 特別税額控除	市 民 税			そ の 他	市 民 税		
	県 民 税				県 民 税		

年税額及び普通徴収税額の計算 (円)							
区 分		変更前	変更後	区 分		変更前	変更後
算 出 税 額 の 合 計	市 民 税			年 税 額			
	県 民 税			特 別 徴 収 分 (給 与)			
税 額 控 除 等	市 民 税			特 別 徴 収 分 (年 金)			
	県 民 税			控 除 す る こ と が で き な か っ た 額 (※1)			
均 等 割 額	市 民 税			充 当 額 (※2)			
	県 民 税			差 引 普 通 徴 収 税 額			

※1 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に
税額に充当される額

(6)

普通徴収税額 (円)				
期 別	変 更 前	変 更 後	納 付 済 額	差 引 納 付 額
第 1 期				
第 2 期				
第 3 期				
第 4 期				
随 時				

給与からの特別徴収税額 (円)			
6 月		1 2 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	
1 0 月		4 月	
1 1 月		5 月	

※この通知書はあらかじめ作成するため発行日によっては、納付された金額が納付
済額の欄に反映していない場合があります。あしからず御了承ください。

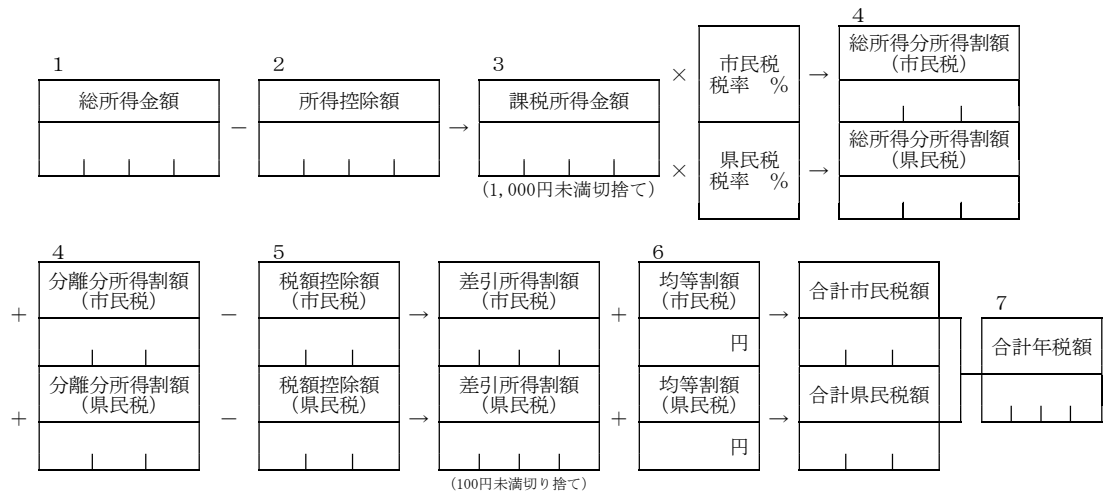
公的年金からの特別徴収税額 (円)		
徴収月	変更前	変更後
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

年度公的年金からの仮徴収税額 (円) (※)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月		
年 月		
年 月		

(※) この欄の税額は、年度の市民税・県民税
であるため、年度の市民税・県民税の年税
には含まれておりません。

(7)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ（円）



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

(8)

◎ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（2期）

加入者名 津市 口座番号 金額 円

収納機関番号 納付番号 確認番号 納付区分

税目 年度 納税通知書番号

ID 市町村 督促手数料 延滞金

税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 ID

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいびきで記入してください。

第2期納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円

CVS 収納用

納税義務者 納期限 年 月 日

領収日付印 2

(津市・コンビニ本部保管)

◎ 年度 2期 市民税・県民税 納付書

加入者名 津市

第2期納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円

年度 税目 市民税・県民税

納期限 年 月 日

納税通知書番号

納税義務者

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄 日計 領収日付印

口数 金額 備考

2 津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

◎ 年度 2期 市民税・県民税 領収証書 ◎

加入者名 津市

納税義務者

通知書番号

第2期納付額 円

督促手数料 円 延滞金 円 合計 円

納期限 年 月 日

上記のとおり領収しました

領収日付印 2 津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

(9)

◎ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（3期）

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

加入者名	津市	口座番号		金額					円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分
税目		年度		納税通知書番号					

ID 市町村

督促手数料

延滞金

税目 賦課年度 会計年度 期別

通知書番号

税額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入れていかに記入してください。

第3期納付額		円	納税義務者		様
督促手数料		円			
延滞金		円			
合計		円	納期限	年月日	
CVS収納用					

領収日付印

3

（津市・コンビニ本部保管）

◎ 年度 3期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市	第3期納付額	円
督促手数料	円	延滞金	円
合計	円	年度	年度 税目 市民税・県民税
納期限	年月日	納税通知書番号	
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

4

津市

（取扱金融機関・コンビニ店舗保管）

年度 3期 市民税・県民税 領収証書 ◎ 口座番号

加入者名 津市

納税義務者 様

通知書番号

第3期納付額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計 円

納期限 年月日

上記のとおり領収しました

領収日付印

3

津市

（収入印紙不要）（納税者保管）

(1 0)

◎ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（4期）

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

加入者名	津市	口座番号		金額					円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分
税目		年度		納税通知書番号					

ID 市町村

督促手数料

延滞金

税目 賦課年度 会計年度 期別

通知書番号

税額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入れていかに記入してください。

第4期納付額		円	納税義務者		様
督促手数料		円			
延滞金		円			
合計		円	納期限	年月日	
CVS収納用					

領収日付印

4

（津市・コンビニ本部保管）

◎ 年度 4期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市	第4期納付額	円
督促手数料	円	延滞金	円
合計	円	年度	年度 税目 市民税・県民税
納期限	年月日	納税通知書番号	
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

4

津市

（取扱金融機関・コンビニ店舗保管）

年度 4期 市民税・県民税 領収証書 ◎ 口座番号

加入者名 津市

納税義務者 様

通知書番号

第4期納付額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計 円

納期限 年月日

上記のとおり領収しました

領収日付印

4

津市

（収入印紙不要）（納税者保管）

(1 1)

② 年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書（随期）

加入者名 津市 口座番号 金額 円

収納機関番 納付番号 確認番号 納付区分

税目 年度 納税通知書番

ID 市町村 督促手数料 延滞金

税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入れていかに記入してください。

随期分納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円

CVS収納用

納税義務者 納期限 年 月 日

領収日付印 随

(津市・コンビニ本部保管)

② 年度 随期分 市民税・県民税 納付書

加入者名 津市

随期分納付額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計 円

年度 年度 税目 市民税・県民税

納期限 年 月 日

納税通知書番号

納税義務者 様

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄

日計

口数

金額

備考

領収日付印 随

津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 随期分 市民税・県民税 領収証書 ② 口座番号

加入者名 津市

納税義務者 様

通知書番号

随期分納付額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計 円

納期限 年 月 日

上記のとおり領収しました

領収日付印 随

津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り返したりしないでください。

(1 2)

この領収書は
年度
市民税・県民税
第 期分
の領収書です

この「納付書」を利用したコンビニの代理受領は津市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い、本受領書を受け取った時点で津市に対する債務が履行済みになります。

領収書は、少なくとも 年間必ず保管してください。

この納付書は
年度
市民税・県民税
第 期分
の納付書です

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

納付場所

第 4 3 号様式その 3 （第 2 1 条関係）

(1)

様方

様

年度（年度分）
市民税・県民税 納税通知書

地方税法、三重県県税条例及び津
市市税条例の規定に基づき、あなた
の市民税・県民税の税額変更（賦課
決定）をしましたので通知します。
下記の納付額を同封の納付書で納付
してください。

年 月 日
津市長（氏 名） 印

お問い合わせ番号

市民税・県民税の計算に関する明細は下記のページに掲載しており
ますので、納付の前に必ず内容を御確認ください。

- ・所得の明細及び変更点・・・・・・・・・・・・ ページ
- ・所得控除等の明細及び変更点・・・・・・・・・・・・ ページ
- ・税額控除及び税額の変更点・・・・・・・・・・・・ ページ
- ・市民税・県民税の計算の流れ・・・・・・・・・・・・ ページ

※この通知書と領収書は、少なくとも 5 年間は大切に保管してくだ
さい。

※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しており
ます。

納期限及び納付額	
納 期 限	納付額（円）
年 月 日	

※この通知書で課税される税額は口座振替できません。
※この通知書は、年度以前の市民税・県民税に
ついて、所得額や控除額等に変更があり、新たに納税
義務が発生した人又は税額の変更があった人に送られ
ます。

(2)

◎ 賦課の根拠
この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、年 1 月 1 日現在、津市内
に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均 等 割 の 金 額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

◎ 不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して
異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して
6 箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前
記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件
訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

◎ 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

- (1) 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が
2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から
1 箇月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条
第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいま
す。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中
においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセン
トの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を
加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とし
ます。）を乗じて計算した金額が加算されます。
- (2) 督促手数料
納期限までに完納されないと 20 日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納
付しなければなりません。
- (3) 滞納処分
督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行
います。

(3)

年度分 市民税・県民税 税額変更（賦課決定）通知書

納税義務者	住所氏名	様	通知書番号
-------	------	---	-------

あなたの 年度の市民税・県民税を次のように税額変更（賦課決定）しましたので通知します。

変更理由

◎ 年1月1日から12月31日の間の所得金額内訳

分離所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
分離短期譲渡		
分離長期譲渡		
山林		
株式等譲渡		
先物取引		
合計所得金額		

総所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
営業等		
農業		
不動産		
利子		
配当		
給与		
給与収入		
給与所得		
公的年金収入		
公的年金の雑所得		
その他の雑所得		
雑所得合計		
総合譲渡・一時		
損失の繰越控除		
総所得金額		

(4)

所得控除額の内訳（円）			
所得控除区分	変更前	変更後	
雑損・医療費			
社会保険料・小規模共済			
生命保険			
損保・地保・寄附金			
障害・老年・寡婦（夫）・勤学			
配偶者・扶養			
配偶者特別			
基礎			
控除の合計			

人的控除等の内訳					
区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後
控除配偶者			扶養障害	特別障害（内同居）	
老人配偶者				その他障害	
夫あり			本人障害	特別障害	
特定扶養				その他障害	
老人扶養			老	老年者	
(内同居老親)				寡婦の特例	
その他の扶養			寡婦	一般	
勤労学生			寡	夫	
調整措置					
家屋敷課税					

課税所得金額及び所得割額（円）						
所得区分	課税所得金額（千円未満切捨て）		市民税所得割額		県民税所得割額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
総所得						
分離短期譲渡						
分離長期譲渡						
山林						
株式等譲渡・分離配当						
先物取引						

(5)

年税額及び普通徴収税額の計算 (円)						
区 分		変更前		変更後		区 分
所得割額の合計	市民税					年 税 額
	県民税					特別徴収分 (給与)
調整控除・税額控除等	市民税					特別徴収分 (年金)
	県民税					控除することができなかった額 (※1)
非課税措置特例・減額措置	市民税					充 当 額 (※2)
	県民税					差引普通徴収税額
配当割・株式譲渡割	市民税					※1 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
	県民税					
均等割額	市民税					※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に充当される額
	県民税					

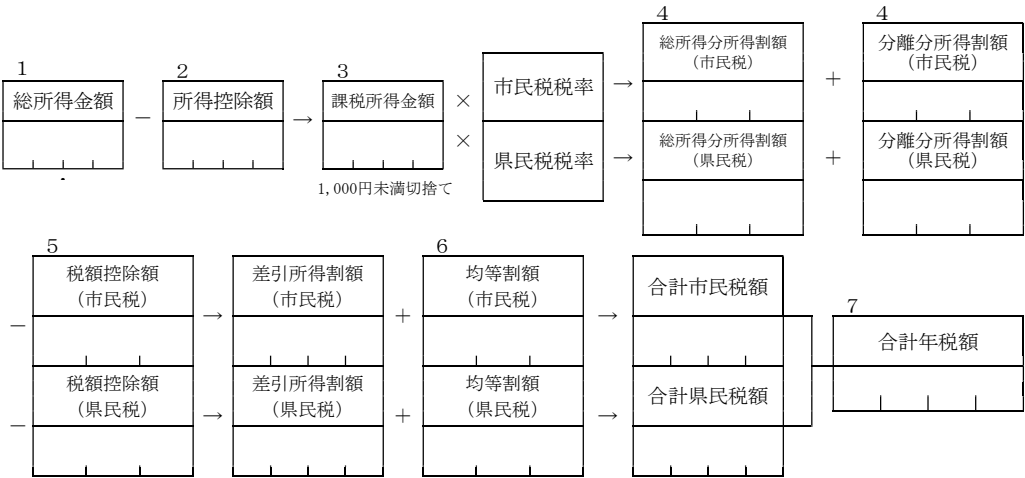
普 通 徴 収 税 額 (円)				
期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随 時				
過年度				

公的年金からの特別徴収税額 (円)	
4 月	
6 月	
8 月	
10月	
12月	
2 月	

給 与 か ら の特別徴収税額 (円)	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10月	
11月	
12月	
1 月	
2 月	
3 月	
4 月	
5 月	

(6)

年度分 あなたの市民税・県民税の計算の流れ (円)



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きします。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

(7)

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

(8)

納付場所

第43号様式その4（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書

様方
様

市民税・県民税の計算に関する明細は下記のページに掲載しておりますので、必ず内容を御確認ください。

- ・納期ごとの納付額及び納期限・・・・・・・・・・ ページ
- ・所得及び所得控除の明細・・・・・・・・・・ ページ
- ・税額計算に関する明細・・・・・・・・・・ ページ
- ・振替口座の御案内・・・・・・・・・・ ページ
- ・市民税・県民税の計算の流れ・・・・・・・・・・ ページ

※この通知書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

(口座振替用)

地方税法、三重県県税条例及び津州市市税条例の規定に基づき、あなたの 年度の市民税・県民税を決定しましたので通知します。下記の納付額をあなたが申し込まれた口座から振替いたします。

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

お問い合わせ番号

口座から振替する額	円
給 与 か ら 引 き 落 と さ れ る 額	円
公 的 年 金 か ら 引 き 落 と さ れ る 額	円
充 当 額	円
合 計 年 税 額	円

(2)

◎ 賦課の根拠
この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津州市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均 等 割 の 金 額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

◎ 不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

◎ 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

- (1) 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。
- (2) 督促手数料
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。
- (3) 滞納処分
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3)

口座振替で納付する金額

期 別	納 期 限	納付額 (円)
第1期分	年 月 日	
第2期分	年 月 日	
第3期分	年 月 日	
第4期分	年 月 日	
合 計		

口座振替での納付について

振替口座及び振替方法は ページ目に記載してあります。
振替日（納期限）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。

公的年金から引き落とされる額

支払者の名称	
公的年金の種類	

公的年金からの特別徴収税額		
	徴 収 月	徴収額 (円)
① 仮徴収	年 月	
	年 月	
	年 月	
② 本徴収	年 月	
	年 月	
	年 月	

③ 年度 仮徴収額	
徴 収 月	徴収額 (円)
年 月	
年 月	
年 月	

※公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）については、裏面にも説明を掲載しておりますので、御覧ください。

公的年金からの引き落としについて

- ① 仮徴収
年度から引き続き公的年金からの引き落としの対象である場合、年 月徴収した金額と同額を仮徴収として徴収します。
- ② 本徴収
年税額より仮徴収額及び口座振替で納付する額を差し引いた額を3等分し、公的年金より徴収します。
- ③ 年度 仮徴収
年度において公的年金から引き落としの対象の場合、年 月徴収する額と同額を仮徴収額として徴収します。この徴収額は 年度の市民税・県民税となります。

(4)

納 税 義 務 者	年1月1日 時 点 の 住 所	
	氏 名	様

通 知 書 番 号

年度 市民税・県民税 課税明細（ 年1月1日から12月31日の間の所得及び所得控除）

総 所 得 金 額 の 内 訳 (円)				
営 業 等		給与	給 与 収 入	
農 業			給 与 所 得	
不 動 産		雑	公的年金収入	
利 子			公的年金の雑所得	
配 当			その他の雑所得	
総合譲渡・一時			雑所得の合計	

分離課税所得金額の内訳 (円)	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
山林	
株式等譲渡・分離配当	
先物取引	
損失の繰越控除	

総所得金額	円
合計所得金額	円

所 得 控 除 金 額 の 内 訳 (円)			
雑 損		障害・寡婦・寡夫・勤学	
医 療 費		配 偶 者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済等		扶 養	
生命保険料		基 礎	
地震保険料		控 除 の 合 計	

人 的 控 除 等 の 内 訳			
控 除 配 偶 者		扶養 障害	特 別 障 害
老 人 配 偶 者			(内同居)
特 定 扶 養			その他障害
老 人 扶 養		本人 障害	特 別 障 害
(内同居老親)			その他障害
その他の扶養		寡婦	寡婦の特例
勤 労 学 生			一 般
調 整 措 置		寡 夫	
家屋敷課税			

(5)

年度 市民税・県民税 課税の明細 (税額計算等)

課税所得金額及び所得割額の内訳 (円)						税額控除等の内訳 (円)					
所得区分	課税所得金額※	市民税	県民税			種類	市民税	県民税			
総所得						調整控除					
分離短期譲渡						配当控除					
分離長期譲渡						住宅借入金等					
山林所得						寄附金控除					
株式等譲渡・分離配当						配当割・譲渡割					
先物取引						その他					

※課税所得金額は千円未満を切り捨ててあります。

年税額及び
納付税額の計算
(円)

区分	所得割額の合計	税額控除等	差引所得割額	均等割額	年税額
市民税					
県民税					

給与から引き落とされる税額	公的年金から引き落とされる税額	差引普通徴収税額	控除することができなかった配当割・譲渡割(※1)	左記の額に係る充当額(※2)

納期及び口座振替にて納付する額 (円)

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	合計
納付額					
充当額					
充当後納付額					

- ※1 所得割により控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
- ※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割により控除することができなかった場合に税額に充当される額

(6)

口座振替制度を御利用の皆様へ

金融機関名	
口座名義人	
口座の種類	口座番号 納付の区分
	個人情報保護のため口座番号を非表示としております。

○ あなたが金融機関で申し込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

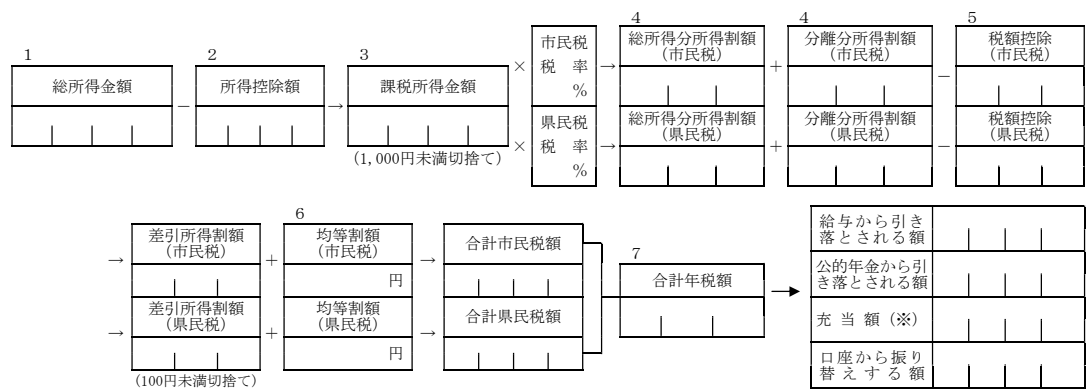
金融機関コード	
---------	--

年度の振替日は、次のとおりです。

期別	振替日
全期分前納・第1期分	年 月 日
第2期分	年 月 日
第3期分	年 月 日
第4期分	年 月 日

- 振替日(納期限の日)に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認してください。
- 口座振替されている金融機関等を変更されるときは、新たに契約される金融機関で、お早めに手続をしてください。

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ (円)



1 総 所 得 金 額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所 得 割 額	課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。 不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所 得 控 除 額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。 所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課 税 所 得 金 額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均 等 割 額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

※配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される額

第43号様式その5（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書	(口座振替用)
様方 様	地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定に基づき、あなたの市民税・県民税の税額変更（賦課決定）をしましたので通知します。下記の納付額をあなたが申し込まれた口座から振替いたします。
	年 月 日
	津市長（氏 名） 印
お問い合わせ番号	

※税額の計算に関する明細は次ページ以降に掲載しておりますので、必ず内容を御確認ください。
※この通知書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

期 別	振替日 (納期限)	普通徴収税額等の内訳 (円)			
		変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期分	年 月 日				
第2期分	年 月 日				
第3期分	年 月 日				
第4期分	年 月 日				

(2)

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均 等 割 の 金 額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

◎ 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

◎ 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3)

納 税 義務者	年 月 日		通 知 書 番 号
	時点の住所		
	氏 名		

あなたの市民税・県民税を次のように税額変更（賦課決定）
しましたので通知します。

変更理由

◎ 年1月1日から12月31日の間の所得金額内訳

分離所得金額の内訳（円）			
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後	
分離短期譲渡			
分離長期譲渡			
山林			
株式等譲渡・分離配当			
先物取引			
合計所得金額			

総 所 得 金 額 の 内 訳（円）			
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後	
営 業 等			
農 業			
不 動 産			
利 子			
配 当			
給 与 収 入			
給 与 所 得			
公的年金収入			
公的年金の雑所得			
雑所得			
その他の雑所得			
雑 所 得 合 計			
譲 渡 ・ 一 時			
損失の繰越控除			
総 所 得 金 額			

(4)

所得控除金額の内訳（円）		
所 得 控 除 区 分	変 更 前	変 更 後
雑 損 ・ 医 療 費		
社 会 保 険 料		
小規模企業共済等		
生命保険・地震保険		
障害・寡婦（夫）・勤学		
配 偶 者		
配 偶 者 特 別		
扶 養		
基 礎		
控 除 の 合 計		

人的控除等の内訳					
区分	変更前	変更後	区 分	変更前	変更後
控除配偶者			扶養 障害	特別障害 (内同居)	
老人配偶者				その他障害	
特定扶養					
老人扶養 (内同居)			本人 障害	特 別 障 害	
				その他障害	
その他の扶養			寡婦	寡婦の特例	
勤 労 学 生				一 般	
調 整 措 置			寡 夫		
家屋敷課税					

課税所得金額及び所得割額（円）						
所 得 区 分	課税所得金額（千円未満切捨て）		市民税所得割額		県民税所得割額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
総 所 得						
分離短期譲渡						
分離長期譲渡						
山林						
株式等譲渡・分離配当						
先物取引						

(5)

税額控除等の内訳 (円)							
区 分		変更前	変更後	区 分		変更前	変更後
調 整 控 除	市 民 税			寄 付 金 税 額 控 除	市 民 税		
	県 民 税				県 民 税		
配 当 控 除	市 民 税			配 当 割 譲 渡 所 得 割	市 民 税		
	県 民 税				県 民 税		
住宅借入金等 特別税額控除	市 民 税			そ の 他	市 民 税		
	県 民 税				県 民 税		

年税額及び普通徴収税額の計算 (円)							
区 分		変更前	変更後	区 分		変更前	変更後
算 出 税 額 の 合 計	市 民 税			年 税 額			
	県 民 税			特 別 徴 収 分 (給 与)			
税 額 控 除 等	市 民 税			特 別 徴 収 分 (年 金)			
	県 民 税			控 除 す る こ と が で き な か っ た 額 (※1)			
均 等 割 額	市 民 税			充 当 額 (※2)			
	県 民 税			差 引 普 通 徴 収 税 額			

※1 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に
税額に充当される額

(6)

普通徴収税額 (円)				
期 別	変 更 前	変 更 後	納 付 済 額	差 引 納 付 額
第 1 期				
第 2 期				
第 3 期				
第 4 期				

給与からの特別徴収税額 (円)			
6 月		1 2 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	
1 0 月		4 月	
1 1 月		5 月	

※この通知書はあらかじめ作成するため発行日によっては、口座振替の結果が納付
済額の欄に反映されていない場合があります。あしからず御了承ください。

公的年金からの特別徴収税額 (円)		
徴収月	変更前	変更後
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

年度公的年金からの仮徴収税額 (円) (※)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月		
年 月		
年 月		

(※) この欄の税額は、年度の市民税・県民税である
ため、年度の市民税・県民税の年税額には含まれ
ておりません。

(7)

口座振替制度を御利用の皆さまへ

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口座番号	納付の区分
	個人情報保護のため口座番号を非表示としております	

○ あなたが金融機関で申し込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

金融機関コード	
---------	--

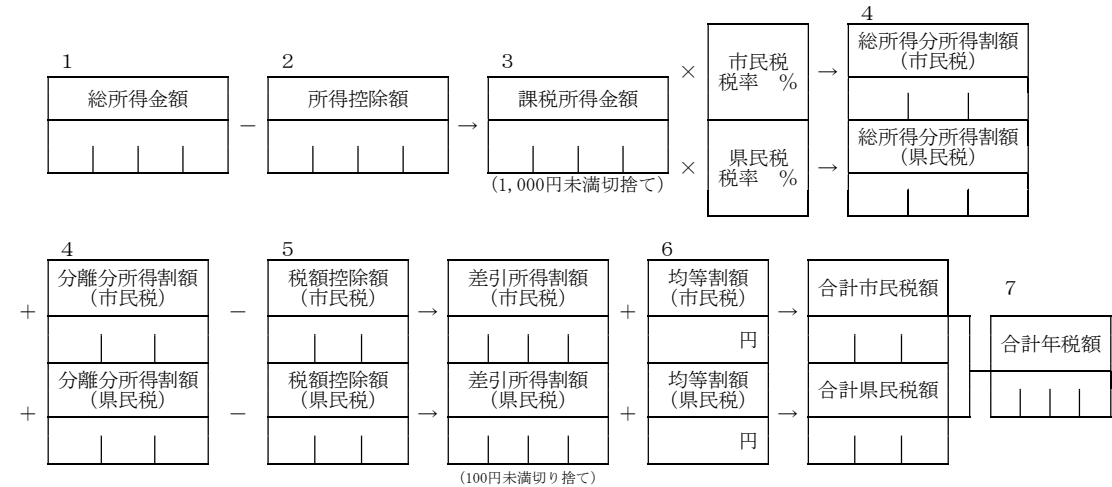
年度の振替日は、下記のとおりです。

期 別	振 替 日
全期分前納・第1期分	年 月 日
第 2 期 分	年 月 日
第 3 期 分	年 月 日
第 4 期 分	年 月 日

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認してください。
- 口座振替されている金融機関等を変更されるときは、新たに契約される金融機関で、お早めに手続きをしてください。

(8)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ（円）



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。不動産、株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

第52号様式中「不足税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率の年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が、延滞金としてかかります」を「「延滞金」は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます」に改める。

第55号様式その1を次のように改める。

納税通知書

区 分	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
課 税 標 準 額	土 地	
	家 屋	
	償却資産	
	合 計	
算出税額		
減額税額		
新築軽減税額等		
減免税額		
年税額 (固定資産税+都市計画税) (円)		

次の税額を納期限までに納付してください。住所・氏名等に誤りがありましたら御連絡ください。

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

(2)

●課税の根拠等について

◎課税の根拠

固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年1月1日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。

◎課税の期日（賦課期日）

固定資産税・都市計画税の課税の期日（賦課期日）は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地、家屋を売買、相続、取壊し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

◎税率

固定資産税は %、都市計画税は %になります。

●この通知書に記載された事項について不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

● 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。））中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないとき20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3) (4)

年度 固定資産税・都市計画税課税明細書(土地・家屋)

[illegible]

※課税対象外の資産(物件)は除いてあります。課税明細の見方は ページの裏面を御覧ください。

(5)

◎ 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書（全期）

加入者名	津市	口座番号		金額						円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分	
税目		年度		納税通知書番号						

ID 市町村		督促手数料		延滞金		
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

全期納付額		納税義務者		領収日付印
		納期限	年月日	全
CVS収納用				

(津市・コンビニ本部保)

◎ 年度 全期 固定資産税・都市計画税 納付書

加入者名	津市		
全期納付額			
年度	年度	税目	固定資産税 都市計画税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	全
口数	
金額	
備考	

期 津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 全期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ◎ 口座番号

加入者名	津市
納税義務者	様
通知書番号	
全期納付額	円
納期限	年月日
上記のとおり領収しました	
領収日付印	全
	(収入印紙不要) (納税者保管)

(6)

◎ 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書（1期）

加入者名	津市	口座番号		金額						円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分	
税目		年度		納税通知書番号						

ID 市町村		督促手数料		延滞金		
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

第1期納付額		円	納税義務者	領収日付印
督促手数料		円		
延滞金		円		
合計		円		
CVS収納用			納期限	年月日

(津市・コンビニ本部保管)

◎ 年度 1期 固定資産税・都市計画税 納付書

加入者名	津市		
第1期納付額			
督促手数料			
延滞金			
合計			
年度	年度	税目	固定資産税 都市計画税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	1
口数	
金額	
備考	

期 津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 1期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ◎ 口座番号

加入者名	津市
納税義務者	様
通知書番号	
第1期納付額	円
督促手数料	
延滞金	
合計	
納期限	年月日
上記のとおり領収しました	
領収日付印	1
	(収入印紙不要) (納税者保管)

(7)

◎ 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 (2期)

加入者名	津市	口座番号		金額						円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分	
税目		年度		納税通知書番号						

ID 市町村		督促手数料		延滞金		
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

第2期納付額		円	納税義務者		領収日付印
督促手数料		円			2
延滞金		円			
合計		円	納期限	年月日	
CVS収納用					

(津市・コンビニ本部保管)

◎ 年度 2期 固定資産税・都市計画税 納付書

加入者名	津市	第2期納付額	
督促手数料		延滞金	
合計		年度	年度
納期限	年月日	納税通知書番号	
納税義務者			

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

2 津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

◎ 年度 2期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ② 口座番号

加入者名	津市	納税義務者	
通知書番号		第2期納付額	円
督促手数料		延滞金	
合計		納期限	年月日
上記のとおり領収しました			
領収日付印			
2 (収入印紙不要) 津市			

(収入印紙不要) (納税者保管)

(8)

◎ 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 (3期)

加入者名	津市	口座番号		金額						円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分	
税目		年度		納税通知書番号						

ID 市町村		督促手数料		延滞金		
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

第3期納付額		円	納税義務者		領収日付印
督促手数料		円			3
延滞金		円			
合計		円	納期限	年月日	
CVS収納用					

(津市・コンビニ本部保管)

◎ 年度 3期 固定資産税・都市計画税 納付書

加入者名	津市	第3期納付額	
督促手数料		延滞金	
合計		年度	年度
納期限	年月日	納税通知書番号	
納税義務者			

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

3 期 津市

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

◎ 年度 3期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ③ 口座番号

加入者名	津市	納税義務者	
通知書番号		第3期納付額	円
督促手数料		延滞金	
合計		納期限	年月日
上記のとおり領収しました			
領収日付印			
3 (収入印紙不要) 津市			

(収入印紙不要) (納税者保管)

(9)

㊤ 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 (4期)

加入者名	津市	口座番号		金額						円
収納機関番号		納付番号					確認番号		納付区分	
税目		年度		納税通知書番号						

ID	市町村	督促手数料	延滞金			
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

第4期納付額		円	納税義務者	領収日付印
督促手数料		円		4
延滞金		円	様	
合計		円	年 月 日	
CVS 収納用				

(津市・コンビニ本部保管)

㊤ 年度 4期 固定資産税・都市計画税 納付書

加入者名	津市	督促手数料	延滞金	合計
年度	年度	税目	固定資産税	都市計画税
納期限	年 月 日	納税通知書番号	納税義務者	様

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日 計	4 期 津市
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 4期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ㊤ 口座番号

加入者名 津市

納税義務者	様
通知書番号	
第4期納付額	円
督促手数料	
延滞金	
合計	
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました	
領収日付印	4 (収入印紙不要) 津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

(1 0)

この領収書は

年度	固定資産税	都市計画税	第 期分
----	-------	-------	------

の領収書です

この「納付書」を利用したコンビニの代理の受領は津市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い本受領書を受け取った時点で津市に対する債務が履行済みになります。

領収書は、少なくとも5年間は必ず保管してください。

この納付書は

年度	固定資産税	都市計画税	第 期分
----	-------	-------	------

の納付書です

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

納付場所

第55号様式その2中「応じ、税額」の次に「（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）」を加え、「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントに満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第55号様式その3を次のように改める。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産） 納税通知書

口 座 振 替 用

			様方
			様
			様分

次の税額を納期限までに納付してください。住所・氏名等に誤りがありましたら御連絡ください。

あ な た の 振 替 口 座			
金融機関名			
口座名義人			
口座番号	個人情報保護のため口座番号を非表示としております。		
口座の種類		納付の区分	

●振替日（納期限の日）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。

区 分		固定資産税（円）	都市計画税（円）
課税標準額	土 地		
	家 屋		
	償却資産		
	合 計		
算 出 税 額			
減 額 税 額			
新築軽減税額等			
減 免 税 額			
年税額（固定資産税＋都市計画税）（円）			

期 別	納 期 限	税 額（円）
全 期 分	年 月 日	
第 1 期分	年 月 日	
第 2 期分	年 月 日	
第 3 期分	年 月 日	
第 4 期分	年 月 日	

年 月 日

通知書番号	
お問い合わせ番号	

津市長（氏 名） 印

●課税の根拠等について

◎課税の根拠

固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年 1 月 1 日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。

◎課税の期日（賦課期日）

固定資産税・都市計画税の課税の期日（賦課期日）は、毎年 1 月 1 日です。

1 月 2 日以降に土地、家屋を売買、相続、取壊し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

◎税率

固定資産税は %、都市計画税は %になります。

●この通知書に記載された事項について不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

● 納期限までにこの税金を納付しなかった場合

（1） 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、）を乗じて計算した金額が加算されます。

（2） 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

（3） 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3) (4)

年度 固定資産税・都市計画税課税明細書(土地・家屋)

[illegible]

※課税対象外の資産(物件)は除いてあります。課税明細の見方は ページの裏面を御覧ください。

第64号様式その1（裏）中「応じて、税額」を「応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）」に、「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第64号様式その2（裏）中「応じて、税額」を「応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）」に、「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第84号様式を次のように改める。

第 8 4 号様式（第 2 1 条関係）

入 湯 税 更 正（決 定）通 知 書

年 月 日

（特別徴収義務者の氏名又は名称） 様

津市長 （氏 名） 印

地方税法第701条の9第1項から第3項までの規定により、次のとおり更正
決定 しましたの
で、納期限までに納めてください。

年 度		年度	期 別	年 月 分
区 分		更正（決定）額	更正前の額	増 減 額
課 税 標 準		人	人	人
税 額		円	円	円
過少申告	加 算 金	円		
不 申 告				
重 加 算 金		円		
更正（決定）の理由				
納 期 限		年 月 日	納 付 場 所	津市指定金融機関等
不足金額に対する延滞金		不足税額 円	計算期間 ～ (日)	延滞金 円

- 1 延滞金
申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。
- 2 不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 47 号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成 18 年津市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びにアスト情報センター」を削る。

第 2 条、第 3 条第 1 項、第 15 条及び第 16 条第 1 号から第 4 号までの規定中「及びアスト情報センター」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 48 号

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 171 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成25年12月17日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇 〇〇	配当計算書（謄本）及び 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 8 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 5 0 0 5 井生 3 0 5 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市一志町井生字川原 1 1 7 3 番 1 0 地先から 津市一志町井生字川原 1 1 7 3 番 2 地先まで	旧	2. 2 ～ 2. 2	62. 0
津市一志町井生字川原 3 3 1 7 番地 先から 津市一志町井生字川原 1 1 7 3 番 2 地先まで	新	2. 2 ～ 5. 0	100. 0

津市告示第 2 8 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 2 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 2 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 2 月 5 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 5 年 1 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 2 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 2 月 9 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 288 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により景観計画を
定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計
画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 景観計画の名称
津市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
津市全域
- 3 効力の発生する日
平成 26 年 7 月 1 日
- 4 縦覧場所
津市西丸之内 23 番 1 号
津市役所都市計画部都市政策課

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）、充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成25年12月25日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○	差押調書（謄本）、配当 計算書（謄本）、充当通 知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成25年12月26日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○○ ○○	配当計算書（謄本）及び 充当通知書（10・11 月 分）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 9 1 号

下記の者の差押書及び交付要求通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
松阪市大塚町 3 4 8 番地	太陽商事株式会社	差押書、交付要求通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第 1 9 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居野村町字花領下 1 8 1 5 番 1、1 8 1 6 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市小木町 5 6 5 番地 1
株式会社大地開発 代表取締役 大南 畠伊子

津市公告第 1 9 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字千歳 3 0 2 5 番 1 ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4 0 0 0 番地 2
株式会社川崎ハウジング 代表取締役 川崎 昌美

津市公告第 194 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 25 年 12 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 25 年 12 月 25 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 218 番 9 ほか 10 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市宮町 238 番地 2
株式会社ユタカ開発 代表取締役 藤田 幸生

津市公告第 1 9 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日

2 抑留期間 平成 2 6 年 1 月 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市高野尾 町	雑種	白	雄	中型	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 9 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市野田字柳谷 1 6 0 4 番 4、1 6 0 5 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市野田 1 5 4 1
野田第一自治会会長 荒川 義信

津市水道局告示第 7 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
今井設備	松阪市高須町 3 8 5 0 番地 3	平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日